○九州地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月七日

九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川中流流域下水道（平成十二年建設省告示第七百五十三号直方都市計画、宮田都市計画及び小竹都市計画下水道事業遠賀川中流流域下水道）

三　事業施行期間　自平成十二年三月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

報告書受領

七月二十六日会計検査院長職務代行検査官柳麻理から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況について」

訂正

二十八年十二月十三日付国会事項欄衆議院の部、議案提出の項四行中「野田聖子外五名」を「土屋品子外四名」に、二十九年六月十五日付同欄同部、同項三行及び四行中「中谷元外五名」を「中谷元外四名」に、それぞれ二十九年八月三日訂正する。

人事異動

内閣

内閣

国務大臣

松野　博一

内閣府特命担当大臣鶴保庸介帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる

片上　慶一　加藤　義治　泉　裕泰

宮島　昭夫　髙瀬　寧

特命全権大使に任命する（各通）

岡田　隆

特命全権公使に任命する（以上八月二日）

（内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）（併）男女共同参画局仕事と生活の調和推進室参事官）内閣府事務官　角田　リサ

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる　内閣官房領土・主権対策企画調整室参事官を命ずる（八月三日）

警察庁

（警視庁副総監）警視監　笠原　俊彦

警察庁長官官房付を命ずる（警察庁長官官房付）同　笠原　俊彦

内閣官房に出向させる（以上七月三十一日）

消費者庁

（消費者庁消費者制度課長）内閣府事務官　加納　克利

消費者庁参事官に配置換する（内閣府大臣官房参事官）同　廣瀬　健司

消費者庁制度課長に転任させる（以上七月十一日）

皇室事項

認証官任命式

八月二日午前十一時三十分、宮中において、特命全権大使**片上**慶一、同加藤義治、同泉裕泰、同宮島昭夫、同髙瀬寧及び特命全権公使岡田隆の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年八月七日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第三十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成29年7月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事(1)渡第00884号	株式会社テーオーデパート
東京都知事(8)第16492号	株式会社マルイ
東京都知事(4)第31104号	株式会社ダイワネクスト
東京都知事(1)第31649号	株式会社インテリックス
兵庫県中播磨県民センター長(10)第50639号	オーネスト

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成29年6月1日	近畿財務局長(6)第00732号	ニッセン・クレジットサービス株式会社（ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社）

平成29年7月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(9)第11379号	株式会社明和管財
東京都知事(2)第31428号	中央サポート株式会社
鳥取県知事（Ｔ１）第00316号	一般社団法人鳥取県私学振興会
神奈川県知事(1)第05044号	ＡＢＣ株式会社

平成29年7月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
高知県知事(8)第00981号	山商

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成 29 年８月７日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

平成29年４月の防災基本計画の修正等を受け、所要の修正を行った。

二　修正年月日

平成29年７月４日

三　修正の要旨

防災基本計画の修正に基づき、地方公共団体の首長等を対象とした災害対応力向上のための研修の実施、応急危険度判定等の住宅に関する調査説明への支援、物資輸送拠点として運用可能な民間の物流施設の把握、ＩＣＴ活用による災害対応迅速化、市町村に対する助言・情報提供の強化等について所要の修正を行った。

また、水防法（昭和24年法律第193号）の改正に基づき、ハード・ソフト対策を総合的・一体的に推進する大規模氾濫減災協議会の創設等について、港湾法（昭和25年法律第218号）の改正に基づき、災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設管理について、所要の修正を行った。